

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第7116号

報 官

平成29年10月4日 水曜日

目次

（省 令）

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六〇）

（告 示）

○日本国に帰化を許可する件（法務四六三）

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二七二、二七五、二七八）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二七六）

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二七七）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一五一九）

○保安林の指定施設要件を変更する件（同二五二〇）

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同二五二一）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同二五二二）

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境六）

○道路に関する件（中国地方整備局八〇）

○浄化槽の型式の認定を更新した件（同八一）

（国会事項）

（人事異動）

内閣 内閣府 法務省 農林水産省
林野庁 海上保安庁

（皇室事項）

（官庁報告）

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

（公 告）

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月四日

農林水産大臣 齋藤 健

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後

第五条（移動の制限） 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）は、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

改 正 前

第五条（移動の制限） 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）は、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

第七條（廃棄の措置） 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又

第七條（廃棄の措置） 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又

は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)の指示に従ひ、これを廃棄しなければならない。

別表(第二表関係)
北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉

附則

この省令は、平成二十九年十一月三日から施行する。

告示

○法務省告示第四百六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年十月四日

- 住所 神戸市中央区八雲通2丁目3番14—602号
呉恒清 昭和56年4月20日生
呉彦捷 平成21年5月4日生
呉詩瑾 平成26年5月2日生
住所 福岡市南区多賀1丁目2番29号
金成俊 昭和52年1月10日生
朴由美 平成16年2月20日生
金世奈 平成19年4月12日生
金悠里 平成21年3月22日生
金安奈 平成23年3月28日生
金悠杜 平成23年3月28日生
住所 茨城県つくば市学園の森1丁目31番地9
ヘルズ・オスクリ 昭和43年1月12日生
住所 神戸市中央区花隈町3番34—401号
康隆一 昭和29年6月28日生
住所 神戸市中央区北野町3丁目6番16号
金成守 昭和43年6月10日生
康香織 昭和55年11月3日生
金晴南 平成25年8月25日生
金陽南 平成28年11月21日生
住所 東京都葛飾区東堀切2丁目25番15号
趙常宏 昭和47年10月28日生
住所 東京都江戸川区江戸川1丁目24番地1
陳傑 平成4年7月16日生

は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)の指示に従ひ、これを廃棄しなければならない。

別表(第二表関係)
北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

- 住所 東京都江戸川区中葛西4丁目15番5—302号
易思 昭和59年3月4日生
易連登 平成27年5月27日生
住所 岐阜県大垣市世安町2丁目109番地1
許順 昭和58年12月25日生
朴明子 昭和56年10月29日生
朴昊成 平成27年6月14日生
住所 岐阜県大垣市藤江町1丁目3番地1
バトリシア・カオリ・ツツギ・タシロ 平成8年7月25日生
住所 福岡市東区和白4丁目9番13—102号
サルペン・バリ 昭和59年8月28日生
住所 名古屋市港区泰明町3丁目1番地1
崔昭 昭和23年2月4日生
住所 名古屋市港区泰明町3丁目3番地
崔利佳 昭和51年8月31日生
住所 愛知県知多市新知字下大廻間33番地10
崔徳也 昭和53年7月4日生
住所 山梨県甲府市下河原町3番19—420号
李維君 昭和56年1月9日生
住所 川崎市川崎区四合上町6番18号
崔文成 昭和60年7月3日生
住所 東京都江東区東砂2丁目15番8—822号
金莎 昭和56年12月19日生
許詩佳 平成25年9月23日生
住所 名古屋市名東区引山2丁目406番地
樺連聰 平成3年5月1日生
住所 東京都渋谷区広尾2丁目9番18号
許裕燭 平成3年1月3日生
住所 東京都北区赤羽西2丁目32番14号
林建英 平成4年11月7日生

- 住所 福岡市東区和白東2丁目20番10号
李雪 昭和59年2月29日生
住所 東京都新宿区富久町34番2号
王和 昭和30年1月14日生
住所 東京都豊田区本所4丁目19番4—605号
藤雨農 平成4年5月6日生
住所 千葉県市川市市川南2丁目6番2—602号
金成龍 平成4年11月25日生
住所 大阪市浪速区日本橋4丁目2番20号
馬瑞璋 昭和59年9月27日生
孟子清 平成25年2月8日生
住所 大阪市大正区三軒家西3丁目3番5号
戴維雅 平成元年11月21日生
住所 広島市東区光が丘9番3号
吳梅花 昭和59年11月19日生
住所 埼玉県川越市大字的場217番地14
朱愛倩 平成4年3月5日生
住所 埼玉県川口市幸町1丁目3番24—1305号
馬千佳 昭和62年12月29日生
住所 東京都板橋区高島平2丁目32番2—403号
崔明植 昭和58年1月10日生
崔多喜 平成27年9月4日生
住所 埼玉県越谷市谷中町1丁目122番地1
高崎 昭和61年3月28日生
住所 滋賀県彦根市古沢町710番地19
劉格 昭和58年3月31日生
住所 大阪府茨城市栗生間谷東5丁目22番19号
ロフゾン・ユラジ・イシカワ・ハチヤ 平成8年4月24日生
住所 神戸市須磨区村雨町5丁目1番9号
韓明官 昭和55年1月19日生
住所 東京都江東区東雲2丁目4番1—1223号
金文一 昭和39年3月6日生
住所 東京都目黒区中根2丁目7番8号
崔麻砂 昭和38年1月10日生
住所 東京都大田区西蒲田1丁目3番13号
朴美綺 平成7年1月6日生
住所 さいたま市大宮区三橋3丁目68番地
高英希 昭和63年8月14日生
住所 さいたま市南区太田窪5丁目1番22号
陳氏 平成元年8月30日生
住所 埼玉県熊谷市塚城1丁目11番9号
李鎮君 昭和62年12月13日生
住所 愛媛県松山市梅津寺町乙56番地313
孟子敏 昭和39年1月23日生
住所 大阪市東成区大今里西3丁目10番6号
吳珍 昭和62年4月4日生
麻裕樹 平成28年11月16日生
住所 東京都江戸川区江戸川5丁目17番地10
李卿 昭和54年3月4日生

- 住所 東京都渋谷区松濤1丁目25番6号
金駿介 平成4年4月9日生
住所 東京都板橋区板橋4丁目3番2—601号
高輝燦 昭和52年1月21日生
住所 東京都品川区東大井3丁目10番14号
高凱盛 昭和47年7月21日生
住所 愛知県半田市岩滑中町4丁目41番地1
フランチエス・ティエナ・パウラ・トミタ・ボンテ 平成14年7月26日生
住所 大阪市西成区長橋3丁目1番18号
宋華文 昭和36年10月7日生
金久子 昭和41年8月29日生
宋大地 平成8年1月4日生
宋元樹 平成10年6月6日生
宋拓海 平成12年12月25日生
住所 大阪市城東区放出西3丁目15番1—204号
方旋玲 昭和33年5月8日生
住所 大阪生野区豊西2丁目11番22号
王鑫 昭和61年5月12日生
住所 名古屋市南区北内町4丁目31番地3
朴恵子 昭和57年4月9日生
住所 東京都調布市布田5丁目2番地2
徐麗子 昭和35年9月20日生
住所 東京都江戸川区平井4丁目17番16号
許敷 昭和37年7月22日生
徐知美 昭和43年12月26日生
許千太 平成4年2月8日生
許知沙 平成5年12月31日生
許知鶴 平成9年1月20日生
住所 東京都文京区大塚4丁目8番8号
何順 昭和56年4月6日生
住所 東京都港区西麻布2丁目13番19—602号
劉燭武 昭和55年1月9日生
劉睿琳 平成23年10月11日生
劉淳明 平成26年7月12日生
住所 東京都福生市大字腰川1501番地7
胡艶 昭和49年1月4日生
住所 東京都江東区毛利1丁目20番2—904号
蔡紹智 昭和52年5月23日生
住所 東京都文京区千石2丁目5番2—203号
牛依鴻 平成9年1月21日生
住所 京都府舞鶴市愛宕浜町3番地1
諸泉 昭和40年8月1日生
住所 京都府舞鶴市字7日市206番地
朴美歩 平成元年3月16日生
住所 岐阜県羽島郡岐南町みやまち4丁目89番地
胡和利 昭和57年1月3日生
住所 和歌山市出口中ノ丁1番地
秋勇希 平成元年9月28日生